

事務連絡
令和2年7月31日

関係事業所 様

北中城村役場 福祉課
課長 喜納 啓二
〈公 印 省 略〉

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等の取扱いについて
(令和2年8月)

標記のことについて、県内の新型コロナウイルス感染症の感染者が急増している事を踏まえ、令和2年8月1日から令和2年8月末までの本村の障害福祉サービス等に関する取扱いについて①～④の通知の内容にて取り扱う事とします。

●対象となるサービス提供等の取扱い（※村ホームページに掲載しております）

- ①令和2年4月22日付 事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る計画相談支援の取扱いについて（通知）」
- ②令和2年4月22日付 事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る障害児通所支援等の取扱いについて」
- ③令和2年4月15日付 事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る日中活動系サービス等の取扱いについて」
- ④令和2年4月15日付 事務連絡「新型コロナ感染症対策に伴う在宅支援等に係る報酬の算定についての報告書の取扱いについて」

※障害児通所支援等の休業日単価の取扱いについては、現状学校等への休業要請がなく通常通り登校できる状況にあることから休業日以外の平日における算定は出来ません。

なお、学校等が感染拡大等により休業する事態が発生した場合においては、追って取扱いをお示しいたします。

●別添資料

- ・別添1 新型コロナ感染症対策に係る報酬の算定についての報告書（児童通所用）
- ・別添2 新型コロナ感染症対策に係る報酬の算定についての報告書（日中活動系サービス用）

問い合わせ
北中城村役場 福祉課 社会福祉係
担当：大城
TEL：098-935-2233（内線254）
FAX：098-982-0345